

司法修習生の給費制の存続を求める会長声明

- 1 司法修習生に給与を支給する制度（以下、「給費制」という）を廃止し、希望する者に対し修習資金を貸与する制度を実施する改正裁判所法の施行が、本年11月に迫っている。

この裁判所法改正に際して、「統一・公平・平等という司法修習の理念が損なわれることのないよう、また、経済的事情から法曹への道を断念することのないよう、法曹養成制度全体の財政支援のあり方を含め、関係機関と十分な協議を行うこと」（付帯決議3項）と明記されたが、今まさに付帯決議で懸念されていたことが現実化しつつある。

- 2 日弁連が昨年11月に新63期修習予定者に実施したアンケートによれば、回答数1528名中法科大学院在学時に奨学金や教育ローン（以下「奨学金等」という。）を利用したとする有効回答数は783名（51.2%）、奨学金等の借入総額は平均約318万円、最高額は1200万円であった。

このような現状で、さらに修習資金償還という負債をも抱えることになれば、高い志を持つ法曹志望者が、経済的事情から法曹への道を断念する事態に陥ることが強く懸念される。

- 3 司法修習生は、国民の権利を守り、司法制度という国の基盤を支える公共的な役割を担うために修習しているのであり、それ故にこそ、司法修習生が将来の法曹として必要な研鑽に専念できるように国庫から給与が支給されてきたのである。

「司法修習は個人が法曹資格を取得するためのものであり、受益と負担の観点からすれば必要な経費は修習生が負担すべきであること」を理由のひとつに挙げる貸与制は、国民の権利を守り、司法制度という国の基盤を支える公共的な役割を担う法曹を養成するという司法修習の意義を失わせてしまうことになる。公益性において、弁護士と裁判官、検察官に差異はない。

弁護士は、「基本的人権を尊重し、社会正義を実現する」使命を負う（弁護士法1条）のであり、国民が国家権力と対峙した場合は、

唯一、公益性を発揮できる立場にある。したがって、弁護士を志す者に対しての給費制の維持は不可欠である。国民の基本的人権を国家権力から擁護し、社会正義を実現するという弁護士本来の使命が貸与制による負債によって阻害される懸念があるからである。国家権力が国民の基本的人権を侵害してきたという過去の歴史を忘れてはならない。貸与制は、国に借金のある弁護士が国家権力と対峙する事態を招くことを意味する。国に対する貸与金返済債務は、弁護士が国家権力と対峙するに際して、意識しなくても、当該弁護士の遠慮や心の足枷になりかねない。また、貸与金返済という経済的動機に追われ、基本的人権を擁護し、社会正義を実現するという本来の使命を後退させてしまう事態も懸念される。

4 昨今の法曹志望者の減少は、法科大学院における経済的負担が一因であるし、さらに、給費制を廃止し貸与金返済という経済的負担を課することは、経済的事情という一事を以って、志ある有能な人材に法曹への門戸を閉ざすに等しい。我々弁護士の今ある社会的信用は、苦学しながら高い志を持ち続け弁護士資格を得た多くの諸先輩の足跡であり、有為かつ多様な人材があつてこそその成果である。給費制の廃止は、司法の根幹を揺るがし、その将来さえも危うくさせるものである。

5 よって、当会は、今般、改正裁判所法の施行が目前に迫っている事態を踏まえ、有為かつ多様な人材に法曹への門戸が開かれ、公共的役割への高い意識をもった法曹が輩出される社会を維持するため、給費制の存続を、強く求めるものである。

2010年6月16日

愛媛弁護士会

会長 菊池 潤